



月刊Eニュースレター  
Vol 02 Issue 06  
June 2021

# ボトムライン

## 目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- 合併と買収 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

## 主要な指標

### Indices 指数

BSE SENSEX	51,937	6.47%	▲
NSE NIFTY50	15,583	6.50%	▲
NASDAQ Composite	13,749	-1.53%	▼
NIKKEI 225	28,860	0.16%	▲

### Currency 通貨

USD/INR	72.51	2.08%	▲
EURO/INR	88.65	0.32%	▲
GBP/INR	103.03	-0.72%	▼
JPY/INR	0.662	2.23%	▲

Note: The month-on-month movement as on May 31, 2021 is represented in percentages  
参照: Yahoo Finance, Investing.com



# 直接税

## 政府発表

### デジタル課税の要件が発表される

非居住者のインドでのSignificant Economic Presence (SEP)を決定するために、収益金額とサービス利用者のしきい値が通知されました。2022年4月1日から適用される本通達に関して、以下のしきい値のいずれかに違反した場合、SEP規則が適用されるものとなります。

- インド居住者への販売について2,000万ルピーを超える収益を稼得する場合
- 30万人を超えるインド居住者のユーザーが利用する場合

*Notification No.41/2021-CBDT dated May 3, 2021*

### 適格な外国人投資家にはPANの要件非適格

インドの金融システムコード(IFSC: Indian Financial System Code)において承認された証券取引所に上場されている資本資産のみで行われる取引のうち、対価が外貨建てで支払われる場合、非居住者の外国投資家はPAN取得の要件に当てはまりません。

*Notification No. 42/2021-CBDT dated May 4, 2021*

### 各種コンプライアンスの期限延長

新型コロナウイルス感染症の大流行をきっかけに、納税者に救済を提供するために、さまざまな期日が延長されました。

コンプライアンス	延長前	延長後
SFT for FY 2020-21	31-05-2021	30-06-2021
TDS Return Q4 FY 2020-21	31-05-2021	30-06-2021
Issue of Form 16	15-06-2021	15-07-2021

Compliance	Old Due Date	Extended Due Date
Individual ITRs and Non Tax Audit ITRs	31-07-2021	30-09-2021
Tax Audit Report	30-09-2021	31-10-2021
TP Report (3CEB) u/s 92E	31-10-2021	30-11-2021
Tax Audit ITRs	31-10-2021	30-11-2021
Transfer Pricing ITRs	30-11-2021	31-12-2021
Belated/ Revised Returns for AY 2021-22	31-12-2021	31-01-2022

*Circular No. 09/2021-CBDT dated May 20, 2021*

## 裁判判決

### 納税者の不服申し立てを考慮しない非対面型税務調査通達は取り消しとなる

納税者は、2021年4月20日付の税務調査・更生通知が税務当局から受領し、その翌日の2021年4月21日までに回答を求められました。これに対して納税者は延期を求め、その後2021年4月22日に回答を提出しました。同日に最終的な評価決定が下されました。このような状況について納税者は、当局は自然正義の原則に違反しているとして請願書を提出しました。裁判所は、更生通知を取り置き、納税者の申し立てを

2022年4月1日から適用となるSignificant Economic Presence (SEP)の要件が発表される

その他様々なコンプライアンスの期限延長が発表される

納税者の不服申し立てを考慮しない非対面型税務調査通達は取り消しとなる

きちんと検討した後で新たな更生通知を通過させ、また、納税者との個人的な面談を許可するよう指示しました。

*KBB Nuts Private Ltd [TS-347-HC-2021(DEL)]*

### 20%を超える払い戻し調整に関する制限

裁判の争点となったのは、追徴課税に対して20%を超える還付金に関するものでした。裁判所は、直接税委員会(CBDT)によって指定されているように、要求に対して払い戻しを調整する権限は制限されており、税務担当官はこれに反して行動することはできないとする判決を下しました。

*Vrinda Sharad Bal [TS-301-HC-2021(BOM)]*





# 間接税

## 通知・通達

### 新型コロナ第二波によるコンプライアンス期限緩和

- GSTR-4における年次報告は、2021年3月末から5月末へ変更

*Notification No. 10/2021-Central Tax dated May 1, 2021*

- Form ITC-04による2021年1月～3月にかかる物品報告は、5月31日まで延期

*Notification No. 11/2021-Central Tax dated May 1, 2021*

- 2021年4月度のGSTR-1月次報告は、2021年5月26日まで延期

*Notification No. 12/2021-Central Tax dated May 1, 2021*

- 2021年4月度のIFF: Invoice Furnishing Facilityは、2021年5月28日まで延長

*Notification No. 13/2021-Central Tax dated May 1, 2021*

- 2021年4月15日から5月30日までに迎えるコンプライアンス期限は、全て2021年5月31日まで延長

*Notification No. 14/2021-Central Tax dated May 1, 2021*

### 仕入税額控除 (ITC: Input Tax Credit) の制限

2017年CGST規則の36(4)項では、不一致金額の5%までは仕入税額控除として認められるとしています。この制限は緩和され、2021年4月分と5月分に累積的に適用されます。2021年5月のGSTR-3Bでの申告分は、2021年4月の累積調整で提出できます。GST評議会はさらに、この期間を2021年4月から6月までの累積期間

に延長することを推奨しており、その後公式通達が発行されました。

*Notification No. 13/2021-Central Tax dated May 1, 2021 & Recommendations of GST Council made on May 28, 2021*

### GST還付手続きの申請要件が改正

GST還付申請に関するGSTルールが変更された。これらは、

- 払い戻し請求申請日からフォームGSTRFD-03における欠陥通知までの期間は、欠陥修正後の新たな払戻申請の制限を決定するために除外される
- 返金申請を取り下げるオプションが提供されました。払い戻しの撤回の申請は、払い戻し手続きのどの段階でもフォームGSTRFD-01Wで提出できます。払い戻しとして請求されたITCは、そのような引き出し申請の提出の結果として、クレジット元帳に再入金されるものとなります。

*Notification No. 15/2021-Central Tax dated May 18, 2021*

## 判例

### 適切なSCNが発行

申立人に対して発行されたSCNには、個人的な聴聞会の日付やタイミングなどの基本的な詳細すら含まれていません。さらに、SCNには明らかに明らかでないいくつかの間違いがあります。部門は、新しいSCNを発行するように指示されました。

*M/s Tarmal Industrial Supply Company v The State Tax Officer and others (Madras High Court)*

### 仕入税額控除の戻し

購入側企業が販売側企業（サプライヤー）に税金を支払ったにもかかわらず、

新型コロナウイルス蔓延の第二波のため、さまざまなコンプライアンス期限が緩和されています。

### 還付申請のルールが改正されました

マハラシュトラ州 事前裁定機関 (AAR) は、駐在員事務所の納税責任について指示しました。

販売側企業が納税していない場合、購入側は責任を問われることはありません。販売側企業は、この取引で仕入税額控除を取り消すように購入側企業に依頼することはできません。そのため購入側企業は、販売側企業に対してアクションを開始する必要があります。仕入税額控除の取り消し命令は、ディーラーの行方不明、サプライヤーの事業閉鎖、または十分な資産を持たないサプライヤーなどの例外的な状況でのみ、歳入当局が行使することができます。

*M/s D.Y. Beathel Enterprises v State Tax Officer (Data Cell) (Madras High Court)*

### 駐在員事務所の提供するサービス

申立人であるドバイ商工会議所の駐在員事務所は、サービス提供をドバイ本部とインド国内のビジネスを繋ぐサービスを提供しており、対価についても発生費用含め請求し受領していた。このサービスが駐在員事務所の役割を超えた“仲介人サービス”の定義に当てはまり、提供したサービス対価が課税所得として課税された。

*Dubai Chamber of Commerce and Industry (Maharashtra AAR)*

# 会社法及び関連法

## 通知

2019年度におけるCSR支出の上限超過分は、翌年度2020年度のCSR支出として繰越可能

FY 2019-20 'PM CARES Fund'スキームに規定された寄与金支出の超過額は、翌年の2020年度CSR支出に繰越可能となりました。

*E-File No. CSR-01/4/2021/MCA dated May 20, 2021*

直近の取締役会のインターバル日数期限の延長

2021年度において、直近2度の取締役会開催期間が120日以内から180日以内へ延長されました。

*General Circular No. 08/2021/MCA dated May 03, 2021*

追加フィー支払いにかかるコンプライアンス緩和

2021年4月1日から5月31日までに申告された2013年会社法及び2008年LLP法に規定されるコンプライアンスについて、2021年7月31日まで遅延罰則金は免除されるとされました。

*General Circular No. 06/2021/MCA dated May 03, 2021*

インド準備銀行 (RBI: Reserve Bank of India)

RBIはSDGsに準拠した優先分野への貸付にかかる基本指針を定めました。

*Press Release: 72/20-21/RBI dated May 31, 2021*

2021年7月31日を期限とする会社・LLPの取締役会に関する遅延罰則金は免除





## CFOの展望

SEBIは、既存の用語「プロモーター」に対して「Person in Control」の概念を取り入れることを提案

RBIがMSME向けのResolution Framework 2.0を発表

新型コロナウイルス関連の医療インフラ設定は、CSR目的の支出として適格

SEBIは「Person in Control」の概念を取り入れることを提案

インドへの投資のダイナミクスは、前年度と比較して大きな変化が見られました。

OECDの報告書によると、市場価値による上位500社の上場企業のプロモーターの総株式保有は現在減少傾向を示していますが、機関投資家の株式保有は上昇傾向を示しています。

したがって、インドの資本市場規制当局は現在、上場企業の「プロモーター」の概念を廃止することを検討しており、経営者の所有権の定義を、「支配者(Person in Control)」の概念を使用して意思決定をリンクするグローバルな慣行と整合させようとしています。

RBIがMSME向けの Resolution Framework 2.0 を発表

Resolution Framework 2.0が、「最も脆弱な債務者」のストレス資産、つまりパンデミックの第2波の悪影響を受ける中小企業や零細企業(いわゆるMSME)、個人に対して発表されました。総額25億ルピー規模のローン借り換え支援が想定されており、現在まで借り換えを利用できなかった借り手は、2021年9月30日まで1回限りの対象となります。これらの以前のフレームワークを利用していた中小企業や零細企業(いわゆるMSME)のローン期間も2年間延長されました。

新型コロナウイルス関連の医療インフラ設定は、CSR目的の支出として適格

インド企業省は、新型コロナウイルス感染症の治療と救済のために、医療インフラの構築、酸素濃縮器、人工呼吸器、シリンダー、その他の医療機器の製造と供給を目的とした費用支出はCSR支出として適格であると明言しました。

## 合併と吸収

デジタル化が好調なインドのITスタートアップは、投資家の楽観視により高評価を得ている

インドのスタートアップエコシステムは、今年に入って新たに14社のユニコーン企業を迎え入れた。主要な企業で言うと、Meesho, Pharmeasy, Cred, Groww, Urban Companyといった企業だ。こうしたユニコーン企業は、コロナ禍において大きな飛躍を見せている。いくつかの例を挙げると、Credの時価総額は8億ドルから22億ドルへ、Meeshoの時価総額は7億ドルから21億ドルへとといった具合に、直近の資金調達ラウンドから2~3倍に増えている。

こうしたスタートアップが享受している高評価の恩恵は、コロナ禍によるライフスタイルや勤務形態の変化によってさらに加速されている。世界で2番目に人口の多い国のデジタル化が大きな商機として捉えられているからだ。

従来は、売上や利益が相関していたが、こうしたIT関連のユニコーン企業は、巨額の損失を出しているにもかかわらず、高く評価されている。例えば、ドミノピザを運営する最大のフランチャイズ企業であるJubilant FoodWorksは、2020年度に5億4000万米ドルの収益に対して時価総額25億米ドルと評価された一方、ユニコーン企業のZomatoは、3億6,570万米ドルと少ない収益、に対して54億米ドルもの評価を得ている。このような高い評価は、主に、実店舗のビジネスと比較して、ネットビジネスが市場のリーチを指数関数的に拡大する能力に担保されていると考えられる。投資家は、規模の経済を利用して大きな利益を上げ、最終的には競争を排除する戦略を高く評価している。これは、ユニコーン企業がマーケットリーダーとしての地位が獲得されると、テクノロジーと顧客獲得への多額の初期投資は莫大な利益によって相殺されると考えるためだ。

こうしたITスタートアップにとっては、IPOはリトマス試験紙のようであり、上場後に個人投資家が継続して高評価を下すかが鍵となる。これは、WeWorkが経験したIPOの失敗や、Uberの高くない株価からも明らかである。とは言いつつも、DoordashやAirbnb、EaseMyTripなどの成功事例もある。昨今のITスタートアップ企業はこうした先事例を認識しているため、不採算事業の撤退や、コスト削減など適切な財務戦略を取り、投資家に対する積極的な財務報告を定期的に行うことでビジネスを合理化しているようだ。



# ニュース



## ウェビナー情報

インド2013年会社法スケジュール3に関する直近の改正事項-

May 06, 2021

講演者: D Ramprasad, Practice Head, Bangalore, Vinay KS, Executive Partner, Assurance

World Trade Center (WTC) - Bengaluru, Chennai, Kochi and Pune invited Ramprasad and Vinay to speak about the recent amendments in Schedule III of the Companies Act, 2013 and their impact.

インド破産倒産法 直近の改正と判例解説

May 31, 2021

講演者: Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory Services

Southern India Chamber of Commerce and Industry (SICCI)はHimanshu Srivastavaを講演者として招き、パネルディスカッションを行いました。題目は"IBC Updates: Recent Amendments & Judgements".

## 文献引用

新労働法- 製造業への影響

May 03, 2021

著者: Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory Services

新労働法が製造業の雇用主、被雇用者に与える影響について主要論点をまとめました。

インド内国会社へのカンフル剤としてインド準備銀行の新たな監査基準

May 04, 2021

著者: Keyur Dave, Practice Head, Mumbai

ETCFOの運営するメディアに寄稿、インド中銀の新基準について監査人及び投資家にとっての主要論点を著しました。

新労働法- サービス業に与える影響- May 05, 2021

著者: Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory Services

新労働法がサービス業の雇用主、被雇用者に与える影響について主要論点をまとめました。

開拓者: ジェネレーション Zと会計の未来- May 05, 2021

インタビュー話者: Prateet Mittal, Partner, Assurance

ACCAのインタビューに応じる形で、Prateetは若手会計士を理解することの必要性と社内に引き留めさせる方法について話しました。

特別目的の報告か証明か- May 25, 2021

著者: Parveen Kumar, National Head, Assurance

Taxsutra Greentickの発行物に寄稿し、特別な目的で発行される証明書やレポートに関するガイダンスノートの解釈とその影響について論じました。

テクノロジーとデジタルトランスフォーメーションの導入 -

May 29, 2021

インタビュー話者: Ajay Sethi, Managing Partner

金融メディアThe Finance Storyに対するインタビューでAjayは、弊所のデジタル戦略とデジタルトランスフォーメーションについて話しました。

MSMEが新型コロナ第二波の後に必要とするものは?

- May 31, 2021

著者: G Viswanathan, Director, Accounting and Business Support

ETCFOに寄稿した記事においてViswanathanは、インドのMSME(中小零細企業)が新型コロナ第二波により被った影響と、MSMEを救済するために考える政府の施策について話しました。

# GLOSSARY



**AO**  
Assessing Officer

**AAR**  
Authority for  
Advance Ruling

**AY**  
Assessment Year

**Bn**  
Billion

**CBDT**  
Central Board of  
Direct Taxes

**CSR**  
Corporate Social  
Responsibility

**FY**  
Financial Year

**HC**  
High Court

**IFSC**  
International  
Financial Services  
Centre

**IPO**  
Initial Public  
Offering

**ITC**  
Input Tax Credit

**ITR**  
Income Tax Return

**LO**  
Liaison Office

**M&A**  
Mergers and  
Acquisitions

**MCA**  
Ministry of  
Corporate Affairs

**Mn**  
Million

**MSME**  
Micro, Small and  
Medium Enterprises

**NR**  
Non Resident

**OECD**  
Organisation for  
Economic  
Co-operation and  
Development

**PAN**  
Permanent Account  
Number

**RBI**  
Reserve Bank of  
India

**SC**  
Supreme Court

**SCN**  
Show Cause Notice

**SEBI**  
The Securities and  
Exchange Board of  
India

**SEP**  
Significant  
Economic Presence

**SFT**  
Specified Financial  
Transactions

**SMEs**  
Small & Medium  
Enterprises

**TDS**  
Tax Deducted at  
Source

**TP**  
Transfer Pricing

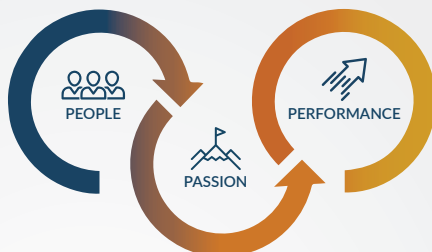
**USD**  
United States Dollar

“ We value your feedback. Please send us your comments and suggestions at [editorial@asa.in](mailto:editorial@asa.in) ”



# 当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳  
税務、財務/市場分析を網羅する  
プロフェッショナルファームです。



## サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

インド全土に各分野の知見と経験を持つ  
専門家集団によりクライアント  
へ確かなサービスを提供



www.asa.in

700 人の社員  
プロ

6000  
顧客

60 +  
ヶ所の事務所

35 行のパート  
トナー専務

30 年の  
経験

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社と一緒に国際的  
な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



# ASA

Going The Extra Mile

ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】

Aurobindo Tower  
81/1 Third Floor Adchini  
Aurobindo Marg  
New Delhi 110 017 INDIA  
T +91 11 4100 9999

アーメダバード

306 - B, Pinnacle Business Park  
Corporate Road, Prahlad Nagar  
Ahmedabad, 380 015 INDIA  
T + 91 79 4891 5409

バンガロール

Level - 2, Park Square  
No.150, 36th Cross  
Jayanagar 7th Block  
Bengaluru 560 082 INDIA  
T +91 80 4151 0751

チェンナイ

Unit No. 709 & 710,  
7th Floor 'Beta Wing'  
Raheja Towers  
New Number 177  
Anna Salai,  
Chennai 600 002 INDIA  
T +91 44 4904 8200

グルガオン

Times Square Fourth Floor  
Block B, Sushant Lok 1  
Gurgaon 122 002 INDIA  
T +91 124 4333 100

ハイデラバード

Ammaram Unnathasan Reddy Tower  
H No 1-11- 301/3 Ground Floor  
Gagan Vihar Begumpet  
Hyderabad 500 016 INDIA  
T +91 40 2776 0423

コチ

Pioneer Tower  
207-208 Second Floor  
Marine Drive  
Kochi 682 031 INDIA  
T +91 484 410 9999

ムンバイ

Lotus Corporate Park  
D-401, CTS No.185/A  
Graham Firth Compound  
Western Express Highway  
Goregaon (East)  
Mumbai 400 063 INDIA  
T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエイト  
Chandigarh, Kolkata, Pune,  
Visakhapatnam, Nepal

Disclaimer: This publication has been jointly prepared by ASA & Associates LLP and ASA Corporate Catalyst India Pvt Ltd. We have taken all steps to ensure that the information in this document has been obtained from reliable sources and is accurate. However, this document is not intended to give legal, tax, accounting or other professional guidance. We recommend appropriate advice be taken prior to initiating action on specific issues.

CIN: U74140DL1996PTC078668